

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤 田 仁 印

令和 2 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 2 年 11 月 13 日付松監第 45 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 池 田 浩 樹
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 公民館 ・ A E D の管理について A E D の管理について、宮前公民館で、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況が見受けられた。 また、清水公民館、番町公民館及び潮見公民館では、表示ラベルが本体等に取り付けられていないことに加えて、日常点検の記録がされていない状況が見受けられた。 所管施設において設置・管理している A E D の適切な管理の徹底を図られたい。 [宮前公民館、清水公民館、番町公民館、潮見公民館]</p> <p>むすび A E D の適正管理について A E D は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。 A E D の管理については、「自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号・薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）」（以下「通知」という。）において A E D の適切な管理等のため設置者等が行うべき事項が示されているところであるが、交換時期が過ぎた電極パッドを A E D 本体に接続している状況や、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが取り付けられていない状況、日常点検の記録がされていない状況等が見受けられた。</p>	<p>(2) 公民館 ・ A E D の管理について 消耗品の交換時期等が本体等に取り付けられていないことについては、早速、電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載する表示ラベルに次回の交換時期等を記載した上で、A E D 本体等に取り付けました。 また、日常点検の記録については、A E D 本体のインジケータのランプの色や表示により、A E D が正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録するようにいたしました。 上記 2 点について全 41 公民館に現場確認を行い、適切に管理していることを確認しました。 今後は、適正な管理等を徹底するよう努めます。</p>

救命救急でAEDが使用される際に、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためにも、通知等に基づき、適切な管理の徹底を図られたい。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁 印

令和 2 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 2 年 11 月 13 日付松監第 45 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 保健福祉部 保育・幼稚園課	所管課等長氏名 川 崎 俊 彦
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 保育所</p> <p>・ A E D の管理について</p> <p>A E D の管理について、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況が見受けられた。</p> <p>所管施設において設置・管理している A E D の適切な管理の徹底を図らねたい。 [久米保育園]</p> <p>むすび</p> <p>A E D の適正管理について</p> <p>A E D は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。</p> <p>A E D の管理については、「自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号・薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）」（以下「通知」という。）において A E D の適切な管理等のため設置者等が行うべき事項が示されているところであるが、交換時期が過ぎた電極パッドを A E D 本体に接続している状況や、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが取り付けられていない状況、日常点検の記録がされていない状況等が見受けられた。</p> <p>救命救急で A E D が使用される際に、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためにも、通知等に基づき、適切な管理の徹底を図らねたい。</p>	<p>(3) 保育所</p> <p>・ A E D の管理について</p> <p>指摘の内容を踏まえて、久米保育園では、消耗品等の交換時期を記載したタグを収納ケースの外側に取り付け、記載内容が外部から容易に確認できるよう改善を行いました。</p> <p>また、他の保育所等に設置しているすべての A E D についても点検確認し、直ちに上記と同様の改善を図りました。</p> <p>更に、12 月 16 日付にて設置施設すべてに対し、A E D の適正管理についての注意喚起等の通知を行いました。</p> <p>今後は、例年実施している A E D の設置状況調査の際に、これまで以上に A E D の適切な管理の必要性・重要性を周知徹底し、また、園訪問時には適切な A E D の管理がなされているか確認を行うことで、より適正な管理に努めます。</p>